コーポレートガバナンス

CORPORATE GOVERNANCE　　Morinaga Milk Industry Co.,Ltd.

最終更新日：2015年8月21日
森永乳業株式会社
代表取締役社長　宮原　道夫
問合せ先：広報部　高野　秀一　TEL:03-3798-0126
証券コード：2264
http://www.morinagamilk.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループは、変化の激しい経営環境に迅速かつ的確に対応して、組織体制、経営の仕組みを構築するとともに、経営の透明性と健全性の向上とコンプライアンスの徹底に取り組み、株主をはじめ各ステークスホルダーとの円滑な関係の構築を通じつつ、企業価値の向上を目指してまいります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
森永製菓株式会社	26,248,000	10.54
株式会社みずほ銀行	12,228,000	4.91
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	11,365,000	4.56
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	7,892,000	3.16
株式会社三菱東京UFJ銀行	6,942,000	2.78
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(三井住友信託銀行再信託分・株式会社三井住友銀行退職給付信託口)	6,644,000	2.66
森永乳業従業員持株会	5,260,000	2.11
三菱UFJ信託銀行株式会社	4,617,000	1.85
EVERGREEN	4,194,000	1.68
農林中央金庫	3,837,000	1.54

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	食料品
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

特にありません。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	10 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
奥宮　京子	弁護士											
川上　正治	他の会社の出身者											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
奥宮　京子	○	―――	弁護士としての高度な専門知識を有しており、法令を含む企業社会全体を踏まえた客観的視点で、独立性をもって経営に参画できることを期待し、社外取締役に選任しております。 また、上記「会社との関係」a～kいずれにも該当せず、一般株主との利益相反が生じうる利害関係を一切有していないことから、独立役員に指定しております。
川上　正治	○	―――	他社で培った豊富な経験と幅広い見識に基づいて経営に参画できることを期待し、社外取締役に選任しております。 また、上記「会社との関係」a～kいずれにも該当せず、一般株主との利益相反が生じうる利害関係を一切有していないことから、独立役員に指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	人事報酬委員会	4	4	3	0	0	1	社内取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	人事報酬委員会	4	4	3	0	0	1	社内取締役

補足説明

その他1名は常勤監査役(社内監査役)である。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人より定期的に監査計画、監査状況および監査結果の説明・報告を受けるほか、随時期中において情報交換を行い、情報を共有化しております。また、会計監査人が行う現預金・有価証券類の実査および棚卸資産の実地棚卸の立会を行うことにより、監査の信頼性、妥当性の向上に向け一層の連携強化を図っております。
監査役は内部監査を担当する監査部より定期的に監査計画、監査状況および監査結果の説明・報告を受けるほか、随時情報交換を行い情報の共有化を図るとともに、監査の信頼性、妥当性の向上に向け一層の連携強化に努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
富田　美栄子	弁護士													
米田　敬智	他の会社の出身者													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
j　上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
富田　美栄子	○	―――	弁護士としての高度な専門的知識を有しており、客観的立場から当社の経営を監査できることを期待し、社外監査役に選任しております。 また、上記「会社との関係」a～mいずれにも該当せず、一般株主との利益相反が生じうる利害関係を一切有していないことから、独立役員に指定しております。
米田　敬智	○	―――	長きにわたり金融機関に在籍し、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。加えて、企業経営者としての豊富な経験、幅広い知見を有しており、経営全般の監査と有効な助言を期待し、社外監査役に選任しております。 また、上記「会社との関係」a～mいずれにも該当せず、一般株主との利益相反が生じうる利害関係を一切有していないことから、独立役員に指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	4 名

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員をすべて独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社取締役に対する役員退職慰労金制度を廃止し、これに代えてストックオプションとして新株予約権（行使することにより交付を受けることができる普通株式1株当たりの払い込み金額を1円とする新株予約権）を割り当てることとしております。

新株予約権の上限等について
1）各事業年度にかかる定時株主総会の日から1年以内に発行できる新株予約権の数の上限は、120個。
2）新株予約権1個の付与普通株式数は、1,000株。
3）新株予約権に関する報酬等の合計上限額は、1年間で6,000万円。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役

該当項目に関する補足説明 更新

ストックオプション付与対象者を当該対象者としている理由

当社取締役に対する報酬と当社の株価や業績との連動性を高め、株価上昇によるメリットのみならず、株価下落によるリスクまでも株主と共有する立場に置くことにより、株価上昇および業績向上への貢献意欲や士気を高めることを目的としております。なお、社外取締役および監査役は中立性および独立性を確保する観点から対象としておりません。

付与実績
1） 2005年6月29日開催の定時株主総会決議により付与した新株予約権　94個
2） 2006年7月27日開催の取締役会決議により付与した新株予約権　94個
3） 2007年7月27日開催の取締役会決議により付与した新株予約権　117個
4） 2008年7月10日開催の取締役会決議により付与した新株予約権　106個
5） 2009年7月10日開催の取締役会決議により付与した新株予約権　115個
6） 2010年7月12日開催の取締役会決議により付与した新株予約権　115個
7） 2011年7月11日開催の取締役会決議により付与した新株予約権　115個
8） 2012年7月11日開催の取締役会決議により付与した新株予約権　115個
9） 2013年7月12日開催の取締役会決議により付与した新株予約権　102個
10） 2014年7月10日開催の取締役会決議により付与した新株予約権　102個
11） 2015年7月10日開催の取締役会決議により付与した新株予約権　104個

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

2014年度における役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額および対象となる役員の員数は以下のとおりです。

＜区分＞	＜員数＞	＜基本報酬＞	＜ストックオプション＞	＜報酬等の総額＞
取締役（社外取締役を除く）	8名	204百万円	31百万円	235百万円
社外取締役	1名	5百万円	ー	5百万円
監査役（社外監査役を除く）	2名	47百万円	ー	47百万円
社外監査役	2名	12百万円	ー	12百万円
計	13名	269百万円	31百万円	300百万円

注1．ストックオプションは、2014年7月10日開催の取締役会決議に基づき、新株予約権102個を取締役8名に付与したものです。
　2．取締役のうち使用人兼務取締役4名には上記のほかに使用人給与相当額102百万円を支払っております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬につきましては、「人事報酬委員会」で審議し、取締役会で決定することにしております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外取締役、社外監査役のための専任の担当者は設置しておりません。
社外取締役に対し、総務部より定期的に情報を提供しているほか、取締役会の開催に際して付議事項の事前説明を行っております。
また、社外監査役に対し、常勤監査役および総務部より定期的に情報を提供しております。

2．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

1．業務執行について
　業務執行については、「権限基準」を整備し、取締役会、社長、事業部長、主管部長等の権限基準を定め、責任と権限を明確にしています。経営会議は担当役員（取締役）や執行役員など、業務執行上の主要メンバーで構成しており、取締役会が決定した重要な経営案件に関する業務執行上の協議・連絡・諮問機関と位置づけ、重要経営課題を迅速かつ確実に実行する体制としております。また、経営における最高意思決定機関である取締役会との区別を明確にし、取締役会と経営会議はそれぞれ独立した機能を担うものとして、引き続き、コーポレート・ガバナンスの充実にも努めてまいります。

2．監査体制について
　監査役は監査基準を設け、当該監査基準に基づいて監査方針・監査計画を策定し、取締役の業務執行を監査しています。内部監査を行う監査部は、子会社を含めた全ての部門を対象に毎期計画的に監査し、監査役と意見交換を行っております。

3．責任限定契約の内容について
　当社と社外取締役および社外監査役は、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。
　当社は、第89期定時株主総会で定款を変更し、社外取締役および社外監査役の全員との間に、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失が無かったときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額をもって損害賠償責任の限度とする責任限定契約に関する規定を定款に設けております。

3．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

　当社は、取締役会とは別に取締役と執行役員で構成する経営会議を設置しております。
　取締役および執行役員は、経営会議において、それぞれの職務の執行状況について意見交換を行い、当社にとって最適な効率を追求するように努めております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	総会日の3週間以上前に発送しています。
電磁的方法による議決権の行使	インターネットによる議決権行使を可能にしています。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	株式会社ICJが運営する、機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームに参加しています。
招集通知（要約）の英文での提供	英文の招集通知を作成し、自社ホームページおよび機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームへ掲載しています。
その他	株主総会については、ビジュアル化を実施しております。 招集通知については、発送日に先立ち、総会日の約一カ月前に自社ホームページおよび機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームへ掲載しています。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	毎期11月下旬に第2四半期決算説明会および5月下旬に決算説明会を開催しています。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信、決算説明会資料、年次報告書、有価証券報告書、IRカレンダーなどを掲載しております。 http://www.morinagamilk.co.jp/ir/	
IRに関する部署（担当者）の設置	広報部IR課	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	CSR報告書2014を発行しております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

◇基本的な考え方

当社グループは、その企業活動の安全と効率とを求めて内部統制を推進することとし、コンプライアンス・リスク管理・財務報告の信頼性確保に取り組んでおります。具体的には、統制基準を定めてこれに基づき業務を執行するとともに、それぞれの担当部署が相互に内部統制に関する協議、情報の共有化、指示・要請の伝達等が効率的に行われるよう、当社グループの内部統制の構築に取り組んでおります。また、監査役による監査の実効性を確保するため、監査を支える体制の整備にも努めております。

◇整備状況

当社グループは、内部統制を構築するために、当社に内部統制委員会を設置し、総務部がその担当部署となっております。また、各グループ会社の内部統制の統括は、各グループ会社の管理部門が担当しております。そして内部統制委員会は、定期的にこれら当社グループから統制状況の報告を受け、検証を行い、必要な指示を出すこととしております。

1)コンプライアンスについて

行動規範に則り、取締役および使用人が、法令および定款、社規社則、社会倫理の遵守を企業活動の前提として、経営理念の実現に向けて職務を遂行することを徹底しております。そのために、内部統制委員会コンプライアンス部会を設置し、グループ全体のコンプライアンス活動を推進し、グループコンプライアンス意識の拡大・浸透・定着に努めるとともに、内部通報制度を整え、社内相談窓口に加え社外弁護士を直接の情報受領者とする社内通報・相談制度「森乳ヘルプライン」を運用しております。

2)リスク管理について

個々のリスクを洗い出し、個々のリスクについての管理責任者を決定し、リスク管理体制の構築を進めております。そのために、内部統制委員会リスク管理部会を設置し、報告体制や協力体制の整備を進めております。また、不測の事態が発生した場合は、危機管理に関する規程に従って迅速な対応を行い、損害の拡大を防止し、最小限に留めることとしております。

3)情報管理体制について

当社の取締役の職務の執行に係る文書および関連する情報については、各所管部門が情報セキュリティ方針書ほかの社内規程に従い、適切に保存および管理し、取締役は、必要に応じて、これらの文書等を閲覧できるものとしており、また、子会社の取締役等にその職務の執行に係る重要情報を当社に定期的に報告することを義務付け、その基準を明示するとともに体制の整備を進めております。

4)財務報告の信頼性確保について

業務手順の文書化をはじめとする財務報告作成のために必要な業務プロセス管理を徹底してまいります。そのために、内部統制委員会財務報告部会を設置し、また、会計監査人とも緊密な連携をとり、グループ全体の財務報告の信頼性を確保できる体制の整備を進めております。

5)監査役監査の実効性確保について

グループ全体からの報告体制を維持強化し、その報告者の保護、情報の管理を徹底するほか、監査役が重要な会議へ出席し、関係者からの説明を受ける体制の整備を進めております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

◇基本的な考え方

当社グループは、取引を含め、反社会的勢力との一切の関係を遮断するとともに、不当な要求を拒絶するための体制を整備し、外部専門機関との緊密な連携をとりながら、毅然とした経営姿勢を貫き、組織的かつ法的に対応しております。

◇整備状況

対応統括部署により、警察署等の外部専門機関との連携をとり、各種対策を講じ対応することとしております。また、反社会的勢力に関する情報を収集蓄積するとともに、対応マニュアルを整備し、本社各部各事業所に対し研修等を行い対応方針の徹底を図っております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	あり

該当項目に関する補足説明

当社は、2013年6月27日開催の当社定時株主総会の承認に基づき、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、これまでの当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）を、その内容を一部変更したうえで更新いたしました。（更新後の買収防衛策を以下「本プラン」といいます。）本プランの有効期間は、2013年6月27日開催の当社定時株主総会終結後3年以内に終結する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとしております。

本プランの詳細につきましては、2013年4月25日付ニュースリリース「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の更新について」（当社ホームページ　ニュースリリース　http://www.morinagamilk.co.jp/corporate/release/2013/0425_1450.html　にてご覧いただくことが可能です。）をご参照ください。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社は、グループ内の重要な情報が、当社の広報部、経営企画部、財務部、総務部のいずれかの部署に集約される体制をとっております。従って、当該4部門は、適時開示の対象となる可能性のある重要情報を入手の都度、開示担当部門として協議の上、情報取扱責任者、代表取締役に報告し、対応を決定しております。

＜コーポレート･ガバナンス体制　模式図＞

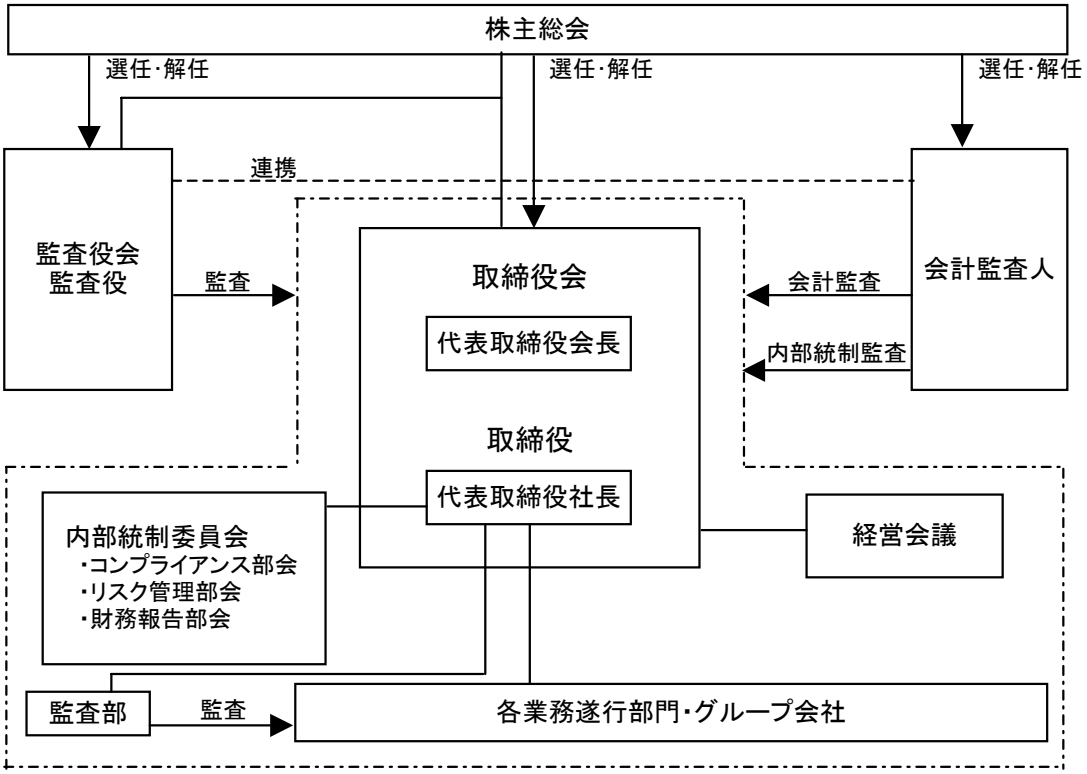

＜適時開示体制　模式図＞

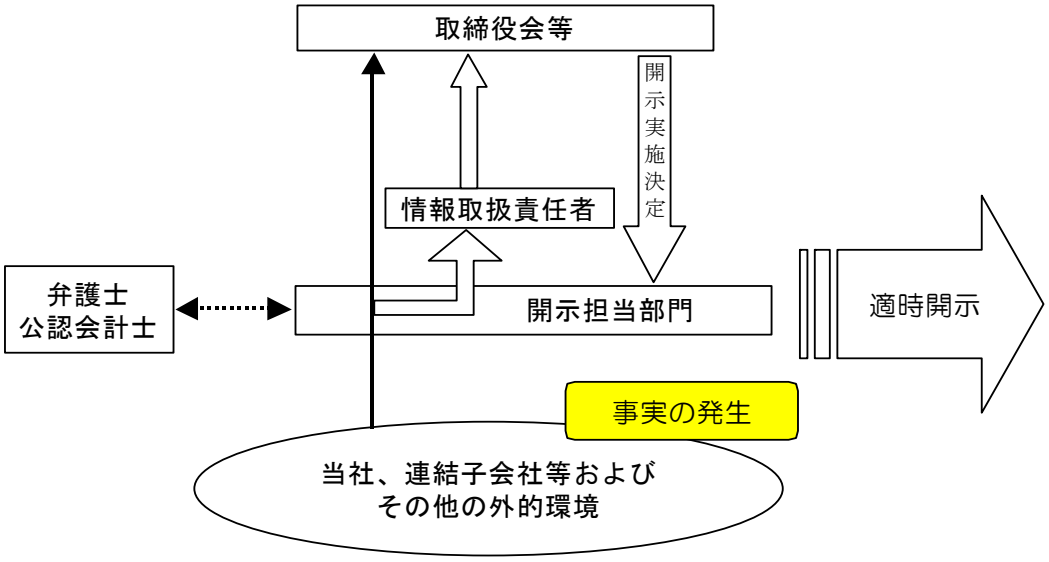

注1　→は、取締役会議案書等の重要情報の流れを指します
注2　⇨は、開示を要すると判断された重要情報の流れを指します
注3　開示実施にあたっては、適宜弁護士等の助言を受けております
注4　開示担当部門と事実の発生に係わる各部署は、開示した内容の
「経過・訂正の開示」に備える体制を適宜とっております